

下呂商工会だより



令和6年1月吉日（睦月）発行：下呂商工会
Tel：0576-25-5522
下呂市森 801-10
<https://www.gifushoko.or.jp/gero/>

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

本年も商工会活動に対しまして、一層のご支援ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

地域の商工業者を取り巻く環境は、まだまだ厳しい状況ですが、商工会会員の皆さまにとって、希望に溢れる良い一年となることを願うばかりです。

様々な不安を抱える状況の中、地域の商工業者を支えていく経済団体として、「最も身近な経営相談所」となるよう経営支援のニーズの掘り起しを図り、地域商工業者の皆さまの持続的発展を目指し、新たな気持ちでその責務を果たすよう一層の努力をまいりますのでよろしくお願いいたします。



5月10日までの先着順です！ 下呂市広告宣伝等支援事業

原油高や物価高騰により、売上高等が減少している事業者等が、売上回復や販路開拓を目的とした広告および宣伝活動に要する経費の一部に対し支援を受けられるものです。

令和5年12月22日以降に着手したもので、
令和6年5月17日までに支払いが完了した経費を対象とする（カード払いの場合、翌月以降に口座からの引き落としとなるため、令和6年5月17日までに支払いが終えているか確認してください）

申請期限が5月までのため、例えば「節分の売出し（恵方巻）」「新年に向けての売出し」「新年度に向けた売出し」等のチラシやリーフレットを作成される事業所は、ぜひご検討ください。

【補助対象者】

次のいずれかに該当する事業者等であって、市税等の滞納がないこと

- ・市内に事業所等を有する中小法人等
- ・令和5年度において下呂市に住民税、固定資産税等の課税権のある個人事業者等
- ・下呂市内の事業者等で下呂市民を雇用している個人事業者等

【補助対象経費】

- ・チラシ、WEB 広告など、販売促進に必要な経費（印刷製本費、掲載料、委託料等）※備品は除きます。
- ・その他市長が必要と認める経費
- ・他の補助金を受ける又は受けた場合、重複計上となる費用は補助対象経費としない

※補助事業に着手する前に交付申請を行ってください。

【補助金交付額】 1事業者につき1回のみ

- ・補助限度額 1事業者につき5万円
- ・補助率 補助対象経費の3/4以内（千円未満の端数切り捨て）

【申請期間】

令和5年12月22日から令和6年5月10日まで

※注意：補助対象事業に着手する前に交付申請を行ってください。

【お問合せ先】

下呂市役所観光商工部商工課 0576-24-2222（内線162）



令和5年分の年末調整

今年も年末調整の時期となりました。商工会では例年通り、年末調整の事務についての支援をさせていただきます。来会される方は、各種控除証明書等お忘れ物のないようお越しくください。期限が近くなりますと、大変混雑しますので、お早めに来会されることをお勧めします。

※納期特例届出事業者の源泉所得税納付期限 令和6年1月22日（月）
通常は20日ですが、今回は土曜日のため22日（月）

☆年末調整事務に準備していただくもの☆

①納付書・法定調書合計表・源泉徴収票・7月に納付した源泉税の領収書

（注）納付書は、税務署から送付されたもの（整理番号・お名前等がすでに印字されている納付書）しか使用できません。納付書が無い方は、来会前に税務署へお電話をお願いします！また、税務署・市役所から送られてきている書類を袋ごとご持参ください。

②各種証明書

生命保険・個人年金・介護保険料・地震保険・建更等証明書

③給与所得者の保険料控除申告書

④給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

⑤給与所得者の配偶者控除等申告書

⑥所得税源泉徴収簿

⑦マイナンバーが確認できるもの



給与支払報告書の提出について（各市町村税務課提出）

年末調整事務において、毎年、各市町村税務課に給与支払報告書を提出していただいておりますが、今一度下記の事項について確認し期日までに必ず提出してください。

①提出の対象となる方（少額でも提出が必要です）

令和5年中（1月1日～12月31日）に給与等の支払いを受けたすべての従業員等。

②提出期限

令和6年1月18日（木） 源泉税納付期限とは異なります。

③提出物

- ・給与支払報告書（総括表）
事業所全体の個人別明細書をまとめる表紙
- ・給与支払報告書（個人別明細書）
給与の支払いを受ける者1人につき1枚提出
- ・仕切紙



対象者の徴収方法（特別徴収／普通徴収）判別の仕切り
※事業所等に勤務されている方の個人住民税は、所得税と同様に、原則として事業主の皆さまに徴収をしていただいたうえで、課税した市町村に納入していただくことが必要です（特別徴収）。

確定申告の準備はお済みですか？ 決算、所得税 消費税確定申告支援

商工会では、個人事業者の決算・確定申告全般にわたり、一連の支援業務を行います。昨年まで、商工会で支援を実施させていただいた事業所の方には、近日中に申告指導支援の案内を郵送させていただきますが、持参いただく書類等をよく確認していただき、お早めに来会いただきますようお願いいたします。昨年まで、商工会

で支援を実施させていただいた事業所の方には、申告指導支援の案内を1月中旬頃に郵送いたします。予約してからご来会いただくとスムーズにご案内ができますので、ご協力お願いいたします。尚、商工会規程により、事務手数料を申し上げますのでご了承ください。また、補助金等の申請の際に、申告書等を紙ベースで提出されている方は、申告書に税務署の受付印が必要となる場合や、自分で電子申告されている方は、送信したメール詳細が必要となる場合がありますので、確定申告の際にはご注意ください。

【個人事業者確定申告法定納期限】

所得税及び復興特別所得税確定申告	令和6年3月15日(金)
消費税及び地方消費税確定申告	令和6年4月1日(月)

☆ご注意ください！インボイス制度と消費税確定申告

令和5年10月以降、インボイス制度がスタートしました。インボイス制度については、各事業所によって登録の有無が異なります。インボイス登録期間中は、年間の売上が1,000万円を超えていない事業者の方も消費税の課税事業者となります。そのため、インボイス登録事業者の方は所得税と消費税の確定申告が必要となります。従来の確定申告と大きく異なりますのでご注意ください。また、商工会で確定申告の支援を行う際にはインボイスの登録状況を確認させていただきます。確定申告でご来会の際は、ご自身のインボイスの登録状況を確認いただきたいと思います。問い合わせがありましたら、高山税務署・商工会へご連絡ください。

STOP!

冬季労働災害プロジェクト



冬季は、積雪・凍結に起因した転倒災害、墜落・転落災害、交通事故、重機災害、一酸化炭素中毒災害等、冬季特有の労働災害が毎年多発していることから、高山労働基準監督署では昨年12月1日から本年3月31日までの4か月間、「令和5年度 STOP! 冬季労働災害プロジェクト」を推進しています。実施要綱やリーフレットを参考に取り組みをすすめましょう。

(岐阜労働局のWebサイトからダウンロードできます。)

※検索ワード 「高山労働基準監督署 最新情報」

**補助金の申請は・・・経営計画があつてこそ！
補助金制度を考える！**

☆小規模事業者持続化補助金☆

商工会の助言を受けて経営計画を作成し、その経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みを支援するために経費の一部を補助するものです。

- ①補助率 補助対象経費の2/3
- ②補助金額 上限50万円(通常枠の場合)
- ③申請締切日 次回申請時期未定



ところで・・・その取り組み、

☆補助金がなくとも実行しますか？☆

- ①「申請すれば誰でももらえる」ものではありません。
計画の合理性や収益性、実現可能性などを評価され、採択を受けた方が計画を実行し、一定の成果を報告する必要があります。
- ②「補助金」をもらうことだけに意識がいませんか？
せっかくなら、より効果的な活用をしましょう。「補助金」は「手段」であって「目的」ではありません。『その取り組みは「補助金」が無くとも実行することですか？』と問われた時、どう答えますか？

③その経営計画の主役は事業者です。

誰かに丸投げではなく、実行することを前提に計画書を書きましょう！ 支援機関として「商工会」も前向きに販路開拓等に取り組む事業所を応援していきます。その中で、事業者皆さま自身が真摯に経営計画を持ち、向き合った上で補助金を申請することが本当の「補助金」制度の活用と言えます。

『事業所の「現状」をみつめて、「問題」を見出し、将来達成したい「目標」に向けてどんな課題を解決するのか。』こんな流れを書き出してみてください。ここからがスタートです。まずは取り組む姿勢をアピールしてください。

商工会として、これからの各種補助金制度の申請にあたり、先ずは事業者の方に補助金制度を充分理解していただき、一緒に取り組んでいくため、下記のようなながれで支援にあたりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

まずは申請までのながれです！

- ①商工会が指定する期限までに、事務局に補助金申請の連絡相談をしてください。
- ②申請しようとする補助金制度を理解していただき、申請・採択可否・実行・報告までのながれを説明します。
- ③まずは事業者自身で計画を書いてみてください。
- ④**商工会と事業者の方で計画を見直し、ブラッシュアップします。**(場合によっては、専門家に指導をいただくこともあります。)
- ⑤最終チェックを行い、申請書を提出。



☆未来を見つめる事業所を、商工会も応援します！☆

下呂商工会 総代立候補者募集

商工会の最高意思決定機関は総会ですが、下呂商工会では総代制をとっており、下呂商工会会員数585名のうち130名の方に代表して商工会の運営・活動に関わって頂いています。総代の任期は3年間であり令和6年3月31日で現在の総代の方の任期が満了となります。つきましては、新総代の選出にあたり立候補の募集を行います。下記の任期・役割をご覧ください、立候補いただける方は下呂商工会事務局までご連絡ください。

※立候補者募集締め切り：令和6年1月31日(水)

◆総代の任期

原則3年 令和6年4月1日～令和9年3月31日

◆総代の主な役割

- ・総代は会員4人～5人に1人の割合で選出するため、その代表として商工会へのご意見、情報の提供
- ・毎年1回開催される総代会(例年5月下旬)への出席
- ・各部会で実施される会議、研修、事業への協力

◆本件に関する連絡先

下呂商工会事務局：0576-25-5522

経営情報について、学んでみませんか？
下呂商工会のWebセミナー

インターネットで映像コンテンツを視聴することにより、様々な経営情報が取得できるサービスです。下呂商工会ホームページに下のようなバナーがあります。こちらからどうぞ！

セミナー視聴には、下記の「ID」「パスワード」が必要です。



ID: 5831 パスワード: 5831

☆最近のアクセス上位セミナー
「インボイス制度まるわかり講座」